

市民自らの政策を持とう！

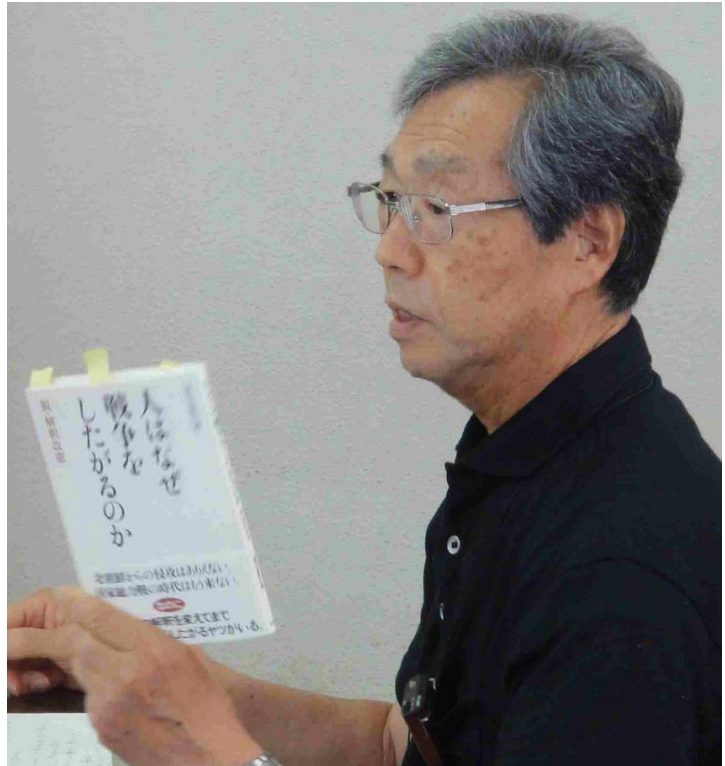
第 17 回個人演説会 記録

日時 2014年7月27日(日)
13:30-16:45

会場 岩国市福祉会館3階 研修室

参加者 8名

河井 当初の予定だと、今日は他のテーマで個人演説会を行う心積もりでしたが、「集団的自衛権」の論議が急を告げてきましたので、ここで「集団的自衛権」について、まずは私達の意見を確立し、それを世に訴える必要がある、ということになりました。そこで急遽テーマを変更して、稲生慧さんに演説をお願いして、「どうする、集団的自衛権」というテーマのもとに考えてみようということにしました。よろしくお祈いします。



どうする「集団的自衛権」

稲生 慧 (元公共図書館長)

はじめに

9条の会をやっていたのだから、集団的自衛権のことは、お前がやれということになり、まさに無知、無能な私は「窮状」に陥ってしまいました。「集団的自衛権」はまさに9条にかかわる重大な事柄で、国民が9条をどう考え、どう生かしてきたかの問題なのです。

「9条は世界の宝」だといわれていますが、戦後70年たってもその精神や理想は活かされることなく、改憲しようという方向に向かっています。「戦争ができない国」として出発したはずが、「戦争ができる国」に回帰しようとしているのです。しかも、占領した国のば

かげた論理に対して「同盟を深化すべきだ」といい、それが日本の生きる道であるように論じられています。

占領体制のままで「軍事基地は自由に使ってください」「思いやり予算」もしっかり出しますよ、中国や、北朝鮮の脅威、テロへの脅威にも備えなければなりませんからね、と。

こうして、色々な口実をつけて、「集団的自衛権行使容認」を閣議だけで決定しました。このやり方は法治国にあるまじき、明らかな違法行為であり、暴挙というべきです。

それにしても、日本国民は優しい。「羊のように従順」であっていいのだろうか。私たちは、日本の未来のために「それはダメだ」とはっきり主張していくべきではないでしょうか。

「集団的自衛権容認」は憲法 9 条とどうかかわるのか。また、9 条を活かした国づくりはできないものか、2~3 の提案を紹介しながら考えてみたいと思います。

集団的自衛権と憲法 9 条

憲法 9 条 1・2 項と前文の 2, 3, 4 項を見ると、現在議論されている「解釈改憲」の要素はどこから導かれるのかよくわかりませんが、9 条をめぐる論点として今いわれていることをまとめると、

- ① 9 条は、自衛戦争を含めて一切の戦争を放棄しているのでしょうか。
- ② 2 項で「陸海空その他の戦力は、保持しない」とありますが、自衛隊を戦力とみると、違憲ではないのか。そういうことも考えてみなければいけません。
- ③ 自衛隊を海外に派遣することは許されるのか、そういうこともあります。
- ④ 軍事的にダメであっても、自衛隊がなければどうしようもない、それでは国際貢献ができないじゃないか、といわれます。これも考えてみなければなりません。

そこで、自衛権とはなにか、まず、個別的自衛権について考えてみましょう。

個別的自衛権

「外国からの違法な侵害に対して自国を防衛するために緊急の必要がある場合、それを反撃するため、武力を行使しうる権利」。(田畑・国際法)

私は安保闘争のあとで、同志社大学の田畑茂二郎という人の「抵抗権」という本を読んだことがあります。詳しくは記憶しておりませんが、「抵抗権」は国民の権利として位置づけていたと記憶しております。その時に「自衛権」ということを知りました。

国は、自衛権について次のように説明していました。

「国家に対する窮迫不正の侵害があった場合に、その国家の実力を持ってこれを防衛する権利」(1999、法制局長官)

自衛権を行使するためには次の 3 要件が必要です。

- ① 日本に対する急迫または現実の侵害があったこと。(違法性)
- ② 侵害を排除するために必要で、ほかに適当な手段がないこと。(必要性)
- ③ 侵害行為を防ぎ、または排除するために、必要最小限度の実力行使にとどめるべきこと。(均衡性)

歴史的な流れを簡単に見てみましょう。

かつて、戦争は違法ではありませんでした。しかし第一次世界大戦は、戦場の兵士だけでなく一般市民を巻き込んだ総力戦となり、その甚大な被害と悲惨さに直面しました。その結果、

- ・ 1920 年国際連盟誕生 「戦争に訴えない義務」を定めた。
- ・ 1928 年パリ不戦条約 「戦争は一般的に違法」と確認され、「国際紛争解決のために戦争に訴える」ことを禁じ、「国家の政策の手段としての戦争」を放棄。

(国際連盟の加盟国は、当初は 14 か国、のちに 63 か国)

パリ不戦条約では、自衛権の行使に制約はなく、自衛の名目の武力行使は後を絶たず、第二次世界大戦に突入し、多くの犠牲者を出しました。その反省から—

- ・ 1945 年に国際連合結成、自衛権について、国連憲章に入れる。
「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しないほかのいかなる方法によるものも、慎まなければならない」(国連憲章 2-4)

⇒加盟国による武力行為自体を原則禁止。

例外として、武力攻撃が発生したとき、安保理が必要な措置をとるまでの間に限って行使できる。(国連憲章 51 条)

個々の自衛権は、武力攻撃が派生した場合に「国連の制裁が発動されるまでの間に限って行使することができる」。

- ☆ 武力攻撃がされるかもしれないという曖昧な不安があるだけでは、自衛権の行使は許されない。軽微な武力攻撃に対して、過剰な実力を行使することは許されない。武力攻撃が「発生」して初めて自衛権の行使になる。自国が攻撃を受ける「おそれ」があるだけではだめで、先制攻撃は認められない。

脅威があるだけではどうしようもない、「日本を守るためにやられたらやり返す」「やられる前にやっつけてしまおう」という日本政府の言い方は、滑稽といわざるを得ません。

集団的自衛権

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも拘わらず実力を持って阻止する権利」(1981、政府答弁)

- ・ 国連—国連憲章で武力行使を禁止し、これに違反した加盟国には、安保理の決議に基づき制裁することを原則にしている。
- ・ ただし、議決に拒否権を発動する国があつて制裁できない場合、現実の情勢に妥協して加盟国が集団的自衛権を行使できるようにしている。
- ・ 集団・個別自衛権、ともに安保理の決議による制裁が実行されるまで、行使は暫定的に認められる。
- ・ 国連憲章は、加盟国独自の自衛権行使より、国連決議に基づく集団安全保障を原則とする。

国際司法裁判所の判決は、この国連憲章の条件に加え、

- ① 攻撃を受けたと対外的に訴え、
- ② 明確に援助を要請する。

の2点が必要だとしている。

☆国際的には、集団的自衛権の行使は制限する方向に向かっている。

日本はどこかの国と集団的自衛権を行使する約束をすることができるのかという問題が浮上しますが、9条が「国際紛争を解決する手段として」武力行使を禁止しているので、当然、集団的自衛権の行使は認められません。

これに対して、日本政府は

「国際法上、集団的自衛権は有していることは、主権国家である以上当然であるが、自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要な最小限度の範囲にとどまるべきであると解し、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（政府答弁）

としています。今にも被害が出るかという事態でもないのに、他の国の戦争には行かないよ、と意思表示すべきです。助太刀が必要な相手がいるとしたら、相手と十分交渉したうえで、どのような助太刀をすればいいのかを決めることです。

政府が集団的自衛権行使に踏み切ってやろうとしていること

政府では、4類型について検討されています。

1. 公海での米艦艇の防護。
2. 米国に向かう弾道ミサイルの迎撃。
3. PKOで他国部隊を守るための「駆けつけ警護」や任務迫行のための武器使用。
4. 戦闘地域での他国部隊への輸送、補給などの後方支援。

1, 2 は集団的自衛権の行使に当たります。3は海外における武力行使。4は武力行使との一体化 ということになります。

これらの類型に対して、学者や軍事専門家の意見は次の通りです。

1. 攻撃されれば自らの防御のために反撃するだろうから、防御は難しい。
2. 米国を狙った弾道ミサイルを迎撃する手段は現状では存在しない。
迎撃ミサイルを搭載できるイージス艦は、自衛隊4隻 米国26隻。

世界中の軍隊が束になってもかなわない米軍に、一体どの国の正規軍が挑むというのか。ありもしない類型を持ち出して論じていると思います。

国家安全保障基本法案

日米同盟を深化させるために、日本領海や公海での集団的自衛権行使にふみきるべく、その方法として、政府は「国家安全基本法」を制定して、憲法で禁じた集団的自衛権行使を確たるものにしようと考えています。

☆ 議員立法の手続きで（内閣が与党との協議を経て提出する法案＝内閣法では難しいので）

- ・ 国家安全保障基本法案
- ・ 集団自衛事態法
- ・ 国際平和協力法
- ・ 自衛隊法の改正

などの法律の制定が目論まれています。

集団的自衛権が行使されれば

- 1、米国と戦う相手国の領域で米軍の支援ができる。
- 2、イラク戦争のように、米軍と一体となって戦うことが可能。
- 3、北朝鮮のミサイル攻撃を食い止められる？
- 4、9条の有名無実化。(憲法改正への道のりの短縮)

という危険な状況に追い込まれてしまいそうです。

9条の解釈で、当然、軍隊としての「自衛隊」の存在のことは避けて通ることはできません。「自衛隊」は軍隊として参戦せざるをえなくなります。「自衛隊は軍隊ではない」と言い張っていますが。

自衛隊について

「世界有数の装備を持った自衛隊は、軍隊としてきちんと認めるべきだ」という意見があります。

確かに日本の自衛隊装備へのお金のかけ方は、アメリカ、ロシア、中国に及ばないが、イギリス、フランスと肩を並べます。この中で、日本以外の国は、維持管理にとっても費用が掛かる核兵器を持っています。核兵器を持たない日本の自衛隊が他国に負けない実力部隊であることは明らかなのに、政府は

「9条は自衛権を否定していないから、自衛権の裏付けとなる、必要・最小限の実力の保持は許され、このような実力は、9条2項が禁じている戦力ではない」

「自衛隊は最小限の実力しかもっていないから、憲法違反ではない」と説明してきました。

たとえば、「憲法は自衛権を認めて」いるとしても、9条2項で武力、戦力による自衛は禁じているわけだから、警察力を使ったり、国民が武器を持って抵抗することはできるかもしれないが、「常備された武力を持つ自衛隊は憲法違反だ」という意見が根強いのではないかと思います。

憲法前文の徹底した平和主義の理念からも、憲法ができた当初の国民や政府の意識からも、日本はおよそ武器を持って組織された軍事力を保持することなく、世界の国々の公正と信義を信じて、自国の独立を守る覚悟を持ったのです。この理想はしっかり追求すべきでありましょう。

「平和基本法」の提案

安保や日米同盟の矛盾に身をおきながら 60 数年が過ぎてしまいました。政府は改憲しなければ、軍隊を持たない国は普通の国ではないといっています。

世界には、軍隊を持たないで平和に暮らしている国家があります。軍事力をもたないで平和な国づくりを考えているわけです。平和憲法を国づくりの中心に据えて考えていくべきだと思います。

こうした考えかたから、2008 年頃から「平和基本法」を制定しようという提案がおこなわれてきました。このなかに盛り込まれた「9 条を活かす国づくり」の提案の一端を紹介します。

市民にできること

軍隊のない国家：27 の国々と人びと 前田 朗著 東京：日本評論社, 2008.
255p.

軍隊を持つことが 普通の国、当たり前のか。国連加盟国 193 のうち、27 の国は軍隊を持っていない。戦争しないことのさまざまな思いを憲法などにうたった。さまざまな歴史を経てそこに到達したわけだ。

軍事力による脅迫外交や経済力による札束外交しか経験のない日本は、9 条の先駆的意義を等閑視してきたし、平和外交にも慣れていない。9 条を活かした政治、経済、社会を見つめなおす作業が望まれるのではないか。

著者は「私たちができることへの提言」として、次の課題をかかげています。

- ・ 9 条の実践 平和運動、護憲運動を活性化させ 9 条の輝きを世界に発信。そのための創意工夫。
- ・ 市民一人一人が 9 条を身につける。(市民運動に活かす。)
- ・ 実践策を、さまざまなレベルで考える。(「9 条の会」の運動などはその例)
- ・ 市民が力量をつけて発信する。
- ・ 自治体と協力しての学習活動など。

法律の提案

「平和基本法 9 条で政治を変える」フォーラム平和・人権・環境編(前田哲男、児玉克哉、吉岡達也、飯島滋明執筆) 東京 高文研 2008. 126p.

「平和基本法」の出版の翌年(2008 年)、共同執筆者前田哲男氏が『日米安保を変える 「従属」から「自立」へ、』を書いて、より詳しく解説しています。

「日米安保を変える 「従属」から「自立」へ」前田哲男著 東京 高文研 2009. 175p.

著者は本書で、護憲意識を刷新することを求めました。

- ・「安全保障の考え方」が変わりつつある。

⇒「地球環境」「エネルギー」「食糧」「水」問題など「敵のない脅威」「地球ぐるみの安全」が世界的な課題となった。もはや「安全保障＝軍事力＝勢力均衡」の単純な国際関係や「日米安保同盟」で国民の安全、安心を語ることはできない。

・いまや憲法理念こそ世界標準＝共通の安全保障を必要としている。

・積極的護憲への対抗構想

⇒「憲法 9 条維持のもとで、いかなる安全保障政策が可能か」の問いに答えうる建設的な政策提起が必要である。護憲勢力は、今批判者ではなく「政策実行者」として「9 条の安全保障」に取り組まなければならない。

・「従属からの脱却手順」

⇒日本の安全保障の拠り所を「日米同盟・周辺事態型」から「国連協力中心」ないし「東アジア共通の安全保障」の方向に据えなおす。

「平和基本法」の内容概略



前田氏は「国家の交戦権否定」「集団的自衛権の禁止」および「非核 3 原則」「武器輸出 3 原則」「海外派遣禁止」「攻撃的兵器の不保持」を明記しています。「文民統制原則」「国連中心主義」を基本とし、自衛隊を改編し、「国土警備隊」「平和待機体」「災害救助隊」に分割すべきだといいます。当面存在する「国土警備隊」は、組織、任務、装備の面で、「陸海空その他の戦力」に当たらないものにします。

その他、大幅に削減される予算、人員、施設を「災害救助」と「国際協力」分野に振り向けるなど。

具体的な提言がなされていて興味深い内容だと思います。